

□消防専用水利配管の整備とその効果

富山県井波町長 清 都 邦 夫

1. はじめに

井波町は、富山県の南西部、散居村で名高い砺波平野の南端に広がり、のどかな八乙女山の山麓に静かなたたずまいをみせる人口1万1千人、面積26.2k㎡の町である。

明德元年(1390年)本願寺5代門主綽如上人が瑞泉寺を建立されたことに始まり、以来瑞来寺の門前町として栄え、古い町並みは今もなお残されている。

自然の水利及び用水路の流量に恵まれない当町は、過去において北陸地方特有のフェーン現象が災いして、市街地の大半を焼失する大火が幾度もあり、火災に対する町民の不安は大きい(別表参照)。

特に「井波風」とよばれる風は、八乙女山麓沿いの限られた範囲に限って吹き、時には40m以上の猛威を振るう強風となり、春と秋に数回訪れる特異な自然現象として、恐れられている。

また、市街地には、歴史的建造物や文化財も多く、豊かな森林や散居集落などと相まって、防災面においては、特殊な課題を持つ町である。

表 大火の記録

1709年 4.26 (宝永6年)	新町24戸焼失
1713年 2.6 (正徳3年)	三日町19戸焼失
1759年 4.24 (宝歴9年)	北川から出火、家屋863戸、土蔵136棟、その他50棟焼失
1762年 4.29 (宝歴12年)	三日町から出火、同町は全焼、松島は半分、北川56戸、八日町から新町まで片側を残し全焼
1814年 4.2 (文化11年)	井波、北川で204戸焼失
1820年 1.29 (文政3年)	228戸焼失
1844年 1.13 (天保15年)	218戸焼失
1879年 8.1 (明治12年)	瑞泉寺太子堂仮香部屋から出火し太子堂、本堂、御座屋敷、台所、鐘楼堂などを焼失
1898年 4.15 (明治31年)	北川、東町など154戸焼失
1925年 9.7 (大正14年)	罹災家屋274戸、土蔵45棟などの他、小学校、登記所、山見八幡宮などを焼失(井波大火)

2. 防火対策上の課題と対策

当町における防火防災を考えるにあたってまず解決しなければならなかったのが「水」の確保であった。市街地を縦断する河川としては、小矢部川水系の大門川がある

ものの、山の壤が浅く、防災用の水利としては皆無の状態である。過去においては、大正14年の井波大火後、その訓練を活かし町内の要所に「用心堀」と呼ばれる防火用の貯水槽が造られ、付近町民が総出でその堀を管理していた。また、昭和16年には、北川地内に1,897tの貯水槽が町民の勤労奉仕によって築造された。この貯水槽の水は、火災発生時には道路の側溝を通りながら用心堀に流れ込む仕組みであったが、しかし、出火時に町内の防火水槽の水の補給には時間がかかりすぎて、初期消火のために十分な用をなさなかった。

「大型貯水槽の水を町のどこからでも出せるようにならないか」

関係者が協議検討した結果は、町内に消防専用の配管を張り巡らして消火栓につなぐという、県内はもちろん全国的にも類例のないものであった。

この工事は、昭和40年から4力年計画によって施工され、7,610mの専用配管と60基の消火栓が町内に配置され、当町の消火活動における水利問題は一つの前進をみた。

その後、都市計画道路事業によってこの貯水槽は移転され、6,000t級の貯水槽が建設された。消防専用水利配管の布設に当たっては、「坂の町」の特性をいかし、自然の高低差を利用し、少ない資源をより有効に活用することに留意しながら、その整備も遂次、進めてきた。

また、建設費も膨大になることから、昭和62年より防災まちづくり事業の採択を受け、市街地全域を網目状に包括する防火体制の整備に万全を期してきたところである。

このように専用配管が順次整備されたこ

とに伴い、今度は貯水槽への給水水源の乏しさが問題となった。そこで県営のダム建設に参画することによって水利権を確保し、用水を通して導水し、大型貯水槽を増設して水を貯える方法を見いだした。これによって町民の悲願であった水問題は大きく前進した。

また、これら大型貯水槽の水は、冬期には消流雪用にも利用され、水問題とともに町の重要課題である克雪にも大いに役立つこととなった。

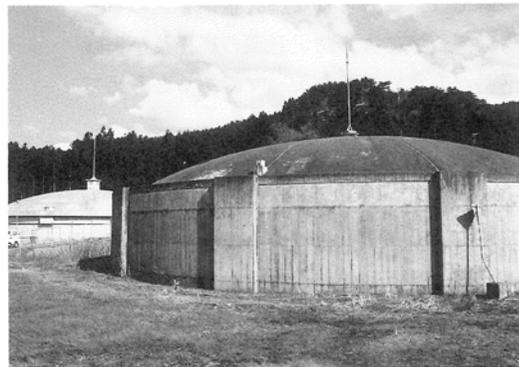


写真1 大型防火貯水槽（7,000 t）



写真2 水道消火栓

現在では、大型貯水槽 3 基が整備され、消防専用水利配管も市街地一円を網羅してその総延長は 17km に達し、これに併せて専用消火栓は 150 基、水道消火栓 80 基となり、今後もさらに拡充を図っていく計画である。また平成 8 年には、町内にある約 100 個の消火ホース等の消火器具を一斉に更新した。



写真 3 消火演習の状況

3. 防災意識の高揚と自主防災活動

町では、このような施設整備を進める一方で、地域による防災意識の高揚及び実践活動が非常に重要なテーマであると考えている。

このようなことから、常日頃から町内会が連携して「自らの命は、自らが守る」をスローガンに、町民自ら出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行う自主的な防災組織の結成を進めているところである。そして、県の指導のもと、平成 12 年までには自主防災組織の結成率を 100% とすることを努力目標にしている。

平成 8 年度からは、防災まちづくり事業によって整備された専用消火栓等を使って、自主防災組織等が消火訓練等を実施した場合には補助金を支給する制度や町内保有の消火ホース等消火器具の更新時に補助する制度など、専用水利配管整備事業と連携した総合的な防災体制の強化に力を注いでいる。

毎年、春先には、各町内単位の自主防災組織が消防専用水利配管事業によって整備された街頭消火栓を利用して町内各所で消火訓練を行い、町ぐるみでの防火、防災意識が浸透してきている。